

## スポーツ推進委員

問 杵ヶ池体育館 ☎ 63-1000

スポーツ推進事業の実施に係る連絡調整等を行う非常勤職員を募集します。

**対** 2022年4月1日時点で市内に居住する満20歳以上75歳以下の人

**内** 採用人数 8人

**任期** 2022年4月1日～2024年3月31日

**活動内容** 定例会(月1回程度)およびスポーツイベント等各種事業に参加、企画運営等

**報酬** 年額9万円

**申** 1月28日(金)20:30までに申込書と小論文(テーマ「長久手市のスポーツ推進のために自分ができること」800字以内)を杵ヶ池体育館窓口または郵送(必着)で提出。

**他** 審査後、応募者全員に結果を書面で通知。

## 都市再生整備計画の事後評価原案の公表

問 区画整理課 ☎ 62-4465

2017年度から実施した長久手古戦場駅周辺地区および公園西駅周辺地区都市再生整備計画の事後評価原案を作成したため、意見を募集します。

**【意見募集】**

**時** 1月4日(火)～18日(火)

**内** 尾三消防本部長久手消防署内 区画整理課窓口、または市HPで閲覧。

**申** 住所、氏名、連絡先を記入のうえ、書面(様式問わず)で、郵送(当日消印有効)、FAX、メール、持参のいずれかで提出。

**他** 意見に関する個別回答は行いません。

## 子ども読書活動推進計画策定委員

問 中央図書館 ☎ 63-8006

第3次長久手市子ども読書活動推進計画策定のための委員を募集します。

**対** 18歳以上75歳未満の市内在住者 2人 ※市議会議員・市職員・市の付属機関等の委員を除く。

**内** 任期 2022年4月～2023年3月まで

**申** 1月28日(金)までに申込書および小論文(テーマ「応募の動機や子どもの読書に関する考え方について」800字以内)を中央図書館窓口または郵送(当日消印有効)で提出。

**他** 選考後、応募者全員に結果を書面で通知。

## 国際芸術祭「あいち2022」ボランティア

問 国際芸術祭「あいち2022」ボランティア事務局 ☎ 052-961-4561

3年に一度開催する国際芸術祭「あいち2022」の運営ボランティアを募集します。

**内** 活動期間 7月29日(金)～10月10日(月・祝) ※内覧会含む

**活動場所** 国際芸術祭「あいち2022」各会場

**業務内容** ①展示作品の看視、会場の案内 ②対話型鑑賞の手法を用いた来場者の鑑賞サポート ③展示作品の案内

**申** 3月4日(金)までに国際芸術祭「あいち2022」ボランティア事務局に申込。詳細は国際芸術祭「あいち2022」HPへ。

## お知らせ

### くらし環境

### 杵ヶ池体育館臨時休館

問 杵ヶ池体育館 ☎ 63-1000

電気設備の改修工事による全館停電のため臨時休館となります。休館中は、施設使用料の支払い、電話連絡等もできません。

**時** 1月18日(火)～20日(木)

※休館に伴い抽選分支払期限を1月21日(金)に延長します。

## なごや若者サポートステーション出張相談

問 たつせがある課 ☎ 56-0641

就職支援の資格を持った相談員による相談会を行います。

**時** 1月20日(木) 14:00～16:00

**場** 市役所本庁舎2階 打合せ室1

**対** 15歳から49歳までの就労を希望している人またはその保護者

**内** 職業適性検査(適性診断システムで職業適性を分析)、就職相談(相談員が書類選考や面接などのコツを伝授)

**申** たつせがある課に電話または入力フォームから申込。



## マイナンバーカード臨時窓口

問 市マイナンバーコールセンター ☎ 63-0178  
市民課 ☎ 56-0607

マイナンバーカードの受け取りは予約制です。申請のお手伝いもできます。

**時** 1月12日(水) 17:15～19:00

1月23日(日) 9:00～12:40

**場** 市役所本庁舎1階 市民課

**持【共通】** 運転免許証などの本人確認書類、通知カード、住民基本台帳カード(ある人)

**【受取】** 個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書(はがき)

**【申請】** 個人番号カード交付申請書 ※顔写真は無料で撮影。

**【電子証明書更新の場合】** マイナンバーカードおよび電子証明書の有効期限通知書



問 問い合わせ先 時 と き 場 と こ ろ 対 象 内 容 費 用 記 載 が な い も の は 無 料 持 持 ち 物 申 込 申 込 方 法 記 載 が な い も の は 申 込 不 要 他 その 他 ス ン 送 入 郵 送 対 象 事 業 予 約 予 約 が 必 要 な も の 申 込 や 縦 覧 等 の 窓 口 ・ 電 話 受 付 は、 原 則 開 庁 時 間 に 限 り ま す。